

○郡山市社会教育委員条例

昭和40年5月1日

郡山市条例第48号

改正 平成26年3月25日郡山市条例第21号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、郡山市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数及び委嘱の基準)

第2条 委員の定数は、20名以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

(平26条例21・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第4条 委員の報酬は、郡山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年郡山市条例第69号)の定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年郡山市条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の郡山市社会教育委員条例の規定に基づく郡山市社会教育委員である者は、この条例による改正後の郡山市社会教育委員条例の規定に基づく郡山市社会教育委員とみなす。